＜職員枠・地域枠＞

医療法人　好縁会

企業主導型保育事業

ふれあい保育園東原

園のしおり

医療法人　好縁会

2024 年 4 月 1 日更新版

しおりの内容

１．　重要事項の説明

２．　提供する保育の内容

３．　保育園利用方法

４．　準備する物

５．　保護者の方へのお願い

６．　連絡体制

７．　補償制度

８．　メモ欄・連絡先

1　重要事項の説明

1）当園の概要

名称	ふれあい保育園東原
所在地	広島市安佐南区東原 3 丁目 11-16　ボヌール 2
電話番号	082-554-2501
Fax	082-554-2502
開園年月日	平成 29 年 4 月 1 日
設置者	医療法人　好縁会
代表者名前	理事長　下山　直登
管理責任者	園長　　岡本　邦代
開所日	月曜日　～　土曜日
休所日	日、祝日、12/30～1/3
開所時間	7 時 30 分　～　18 時 30 分
保育標準時間	7 時 30 分　～　18 時 30 分
保育短時間	8 時 00 分　～　16 時 00 分
延長保育時間	7 時 00 分～7 時 30 分　18 時 30 分～20 時 00 分
一時預かり時間	9 時 00 分～16 時 00 分
定員	12 人（地域枠 6 人）
0 歳児	3 人（地域枠 1 人）
1 歳児	3 人（地域枠 1 人）
2 歳児	3 人（地域枠 2 人）
3 歳児～就学前	3 人（地域枠 2 人）
施設の内容	乳児室、保育室、調乳室、乳幼児トイレ、事務室
その他の事業	延長保育、一時預かり保育
嘱託医（歯科医） 内科健診：2 回／年　歯科検診：1 回	医科：わんぱくｷｯｽﾞｸﾘﾆｯｸ　院長　吉光　千記 歯科：ﾌｪﾛｰﾃﾞﾝﾀﾙｸﾘﾆｯｸ　院長　名原　行徳
設置法人連絡先	医療法人好縁会　管理支援本部　濱崎　敏宏 法人本部：東広島市西条町寺家 7432-1 TEL082-424-1266　Fax082-431-3810
運営会社	さくらグループ株式会社　山本　一海 広島事業所：広島市南区的場町 1 丁目 7-10 ニューライフ広島 1F TEL082-208-5350　Fax082-207-0675

地域枠のお子さまで３歳児以上のお子さまはお受けできません。

職員枠の３歳児以上のお子さまはその都度相談となります。

2) 職員体制　(令和６年４月１日現在)

職員体制は、企業主導型保育事業の決まりに沿って配置致します。

０歳児３人に保育士１名

1、２歳児６人に保育士１名

３歳児 20 人に保育士１名

４歳児５歳児 30 人に保育士１名

上記人数にプラス１名の保育士を配置

3) 利用料金について

(1) 保育料　(特定教育・保育に係る利用者負担)

・基本保育料

職員枠：０歳児：20,000 円/月　１，２歳児：15,000 円/月

地域枠：０歳児：30,000 円/月　１，２歳児：25,000 円/月

３歳児以上は無償化の対象になります。(おやつ代等込み)

但し保育支給認定が必要です。

※当園にご兄弟で登園されている第２子のお子さまは半額となります。

・料金設定の金額には、給食代 4,500 円が含まれています。

・３歳児以上のお子様は、無償化の対象になりますが、給食費 4,500 円は掛かります。

・０歳児から２歳児の市民税を課税されていないご家庭のお子様は、保育料(給食費も)無償化の対象です。

・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金額等

保育料のほかに、保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。

①教材費　クレヨン(650 円)、じゆうが帳(200 円、キルトパット（1,900 円）)

②上記の他、遠足などの行事に必要な経費等

③災害共済給付制度による保険料(日本スポーツ振興センター)

＊保護者様同意のもと保険料の一部徴収させていただきます。

(2) 延長保育料

〈保育標準〉

延長保育時間は７：00～7：30、18：30～20：00 とします。

早朝は前日からの事前申請が必要です。18：30 からは、当日連絡の上実施できます。

〈保育短時間〉

延長保育時間は７：00～8：00、16：00～20：00 とします。

早朝は前日からの事前申請が必要です。16：00 からは、当日連絡の上実施できます。

〈料金〉　30 分：250 円　(超過の場合は徴収対象)

※延長料金は保育料と共に引落しとなります。

⑶一時保育料金表

				職員枠			地域枠		
				0歳児	1-2歳児	3歳児以上	0歳児	1-2歳児	3歳児以上
一時預かり	09：00-16:00	4H未満	昼食なし	2.200円	1.700円	1.700円	2.700円	2.200円	2,200円
			昼食有り	2.500円	2.000円	2.000円	3.000円	2.500円	2,500円
		4H以上	(昼食含)	3.000円	2.500円	2.500円	3.500円	3.000円	3,000円

・３歳児以上（地域枠）はご相談承ります。
・一時預かりは余裕活用型一時預かりですので無償化には当てはまりません。
※一時預かり料金は基本保育料と共に引落しとなります。

4)クラス編成(基本保育の定員)

利用定員 12 名（職員枠６名（うち自社枠４名　共同利用有２名）地域枠６名）

	0歳	1歳	2歳	3歳以上	合計
0歳～1歳	3人	3人			6人
2歳			3人		3人
3歳以上				3人	3人
合計	3人	3人	3人		12人

5)保育園運営委員会について

保育園の円滑な運営を図るため運営委員会を設置しています。運営委員は以下の方々です。

☆　好縁会　広島オフィス担当部長　橋本　正和

6)苦情・ご意見ご希望など問題解決の体制について

面接・電話・書面・メール等により苦情受付担当者が随時受け付けます。
第三者委員に直接申し出ることも出来ます。

苦情解決責任者	管理責任者 岡本　邦代	☎082-421-2220 Fax082-421-2220 住所 東広島市西条町寺家 7409
苦情受付担当者	主任保育士 大山　加奈子	☎082-554-2501 Fax082-554-2502
第三者委員	中筋・東野地区民生委員児童委員協議会 会長　大下　誠 主任児童委員 井上　知子	

＊苦情・意見他,通報があった場合、通報者のプライバシー、相談内容に関する秘密は厳守します。

苦情受付の報告・確認・公表

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員、場合によって広島市に報告致します。(申出者が第三者委員への報告を拒否した場合は除きます。)

第三者委員は内容を確認し申出人に報告を受けた旨を通知します。

園に寄せられた苦情については、その内容を解決し、公表の有無について第三者委員を交え協議し、公表する場合は医療法人好縁会のホームページにて公表します。

苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、申出人は第三者委員の助言や立会を求めることが出来ます。

第三者委員の立会による話し合いは次により行います。

(ア)　第三者委員の立会による内容の確認

(イ)　第三者委員による解決案の調整・助言

(ウ)　話し合いの結果や改善事項等の確認

2 提供する保育の内容

1）保育理念

保育士は、安心・安全を念頭にお子さまの心を育み、保護者のお子さまへの成長を願う気持ちを想い、事業主様の保育に対する考えを尊重した中で、以下の理念で保育を行ってまいります。

- 思いやりの心・豊かな心を育む
- 自分で考え、自分で行動できる子を育む
- 個性を大切に「自分らしく育つ」ことを応援する
- 地域の子ども・職員の子ども隔たり無く育む
- 保護者様・事業主様への安心を提供する

2）保育基本方針

- 子どもの「気づき」や「やろう」とする気持ちを大切にし、見守る
  「やらせる」ではなく「やろう」とする気持ちを引き出す環境作り。
  自由に遊び発展させながら「考える力」・「創る喜び」を育てます。
- 一人ひとりの個性・発達段階を的確にとらえ関わる
  一人ひとりの子どもの心に寄り添い、「自分らしさ」を発揮できるように援助します。
- 小規模保育・異年齢の子ども同士の関わりで、様々な経験を通じて社会性を育てる
  異年齢の子ども同士の関わりを初め、毎日の体験は成長の糧です。事業所内の環境を生かした保育、公園や園庭での自然や物に対する興味を育てます。
- 心安らぐ、温かい場所づくり
  家庭との連携を大切に、共に子どもとの成長を支え、喜びを分かち合い、明るく安らぎのある環境作りを目指します。 また「思いやり」は、「思いやりを受け止める」ことで育ちます。 保育士は一人ひとりを受け止め「思いやり」を持って接します。

3）保育目標

お子さま一人ひとりに対して保育目標を設定致します。 月単位、年単位での指導計画書を作成し、見守ります。

４）保育の内容

☆　　養　　護	
生命の保持	○　一人一人の子どもが、快適に生活できるようにようにする。
	○　一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
	○　一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
	○　一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。
情緒の安定	○　一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。
	○　一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
	○　一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められる主体として育ち、
	自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
	○　一人一人の子どもの心身の疲れが癒されるようにする。

☆　　教　　育	
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

5) 令和６年度　デイリープログラム

デイリープログラム

時間	保育の内容		
	０歳児	１歳児	２歳児
7:30	随時登園 視診・検温 （おむつ交換） 遊び 片付け おむつ交換	随時登園 視診・検温 （おむつ交換） 遊び 片付け 排泄	随時登園 視診・検温 遊び 片付け 排泄
9:00	朝の会 ミルク　おやつ （午前睡、検温）	朝の会 おやつ 排泄(必要時)	朝の会 おやつ 排泄（必要時）
9:45	遊び 片付け	遊び 片付け	遊び 片付け
11:00	おむつ交換	排泄 うがい／手洗い 昼食準備	排泄 うがい／手洗い 昼食準備
11:30	離乳食 おむつ交換 午睡 検温	昼食 排泄、おむつ交換 午睡準備／午睡 検温	昼食 うがい、片付け 排泄、おむつ交換 午睡準備／午睡 検温
15:00	おむつ交換 着がえ ミルク　おやつ 遊び	おむつ交換／排泄 着がえ おやつ 遊び	排泄 着がえ おやつ 遊び
16:30	帰りの会 読み聞かせ おむつ交換 ミルク 順次降園	帰りの会 読み聞かせ おむつ交換／排泄 水分補給 順次降園	帰りの会 読み聞かせ 排泄 水分補給 順次降園

	おむつ交換	おむつ交換／排泄	排泄
18:30	延長保育へ ミルク・おやつ 遊び おむつ交換	延長保育へ おやつ 遊び おむつ交換／排泄	延長保育へ おやつ 遊び 排泄
20:00	延長保育終了	延長保育終了	延長保育終了
	個人のペースに より異なります		

⑥年間行事について

≪令和６年度　年間行事計画≫

月	行事	月	行事
４月	身体測定	１０月	身体測定
	避難訓練（火災）		避難訓練（火災）
	リトミック		不審者訓練
			保育参加日
			リトミック
５月	身体測定	１１月	身体測定
	避難訓練（火災）		避難訓練（火災・地震）
	不審者訓練		内科健診
	内科健診		リトミック
	リトミック		
		１２月	身体測定
			避難訓練(火災)
６月	身体測定		クリスマス会
	避難訓練（火災・水害）		個人懇談
	歯科検診		リトミック
	おむかえ訓練	１月	身体測定
	リトミック		避難訓練（火災）
			リトミック
７月	身体測定		
	たなばた会	２月	まめまき会
	みずあそび開始		身体測定
	避難訓練（火災・地震）		避難訓練（火災）
	保育参加日		リトミック
	リトミック		
８月	身体測定		
	避難訓練（火災）	３月	ひなまつり会
	みずあそび終了		身体測定
	リトミック		避難訓練（火災）
９月	身体測定		お別れ会
	避難訓練（火災・風水害）		保護者説明会
	リトミック		リトミック

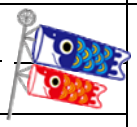

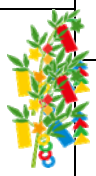

※季節の行事を積極的に取り入れ制作遊びをしていきます。
※誕生日会は誕生児がいる月に行います。

3　保育園利用方法

1）保育園利用条件

勤務に係る時間及び勤務がお休みの時間でも利用はできます。

※勤務がお休みの場合は一時預かり扱いとなります。

2）保育園利用方法

＜支給認定(2 号・3 号認定)と事前登録及び個人面談について＞

①基本保育(保育標準・保育短時間)のお子様は、お住まいの市町村で①保護者両方の在職証明書と支給認定申請が必要です。

②両親のどちらかが、自営業や農業の場合、又妊娠や出産や求職中の場合、「就労証明書」「申立書」の提出と支給認定申請書の提出をお願いします。①と同様です。

③基本保育の場合、上記手続きが必要なため、遅くとも入園希望月の 1 ヶ月前には資料の請求・資料の提出・ご相談願います。

④「保育園利用契約書」を作成しますので 2 部記入の上保育窓口へ提出してください。理事長の押印した 1 部をお返しいたします。

⑤三者面談を行いますので、保護者・お子さまと園へお越しください。調整させて頂きます。

	必要書類	内　容
①	保護者両方の「就労証明書」の提出・支給認定申請書の提出	両親共企業等で働いている場合
②	「就労証明書」「申立書」の提出・支給認定申請書の提出	・両親のどちらかが、自営業や農業、又は妊娠中の場合 ・出産や病気、求職中の場合
③	「保育園利用契約書」	保育支給認定が出来た段階で、保育園利用契約書を交わします。 ※期間は 4 月から 3 月までの年度で 1 年に毎年契約書を交わします。
④	「三者面談の実施」 保護者様・お子さま・保育士で面談を行います。	園のしおりを基に以下の項目を説明します。 ・重要事項の説明　・保育内容 ・準備する物・ならし保育について ・ｱﾚﾙｷﾞｰ疾患生活管理指導票・児童票等の記入依頼 ※母子手帳の写し(入園時の健康診断書が必要です)

・登録には、予防接種を接種していること、また、その他任意接種の予防接種についても必要な年齢で接種していることが望ましいです（主任面談時に伝えてください）

・慣らし保育の日時・期間については、面談時にご相談ください。

＜利用方法：登録後＞

入園日は毎月１日を原則としますが、仕事の都合等や育休復帰により月の途中開始も可能です。

・毎月「20 日」までに翌月の利用予定を保育園まで提出ください。

・保育日の変更や、急な一時保育が必要な場合、原則３日前までに保育園にご連絡をおねがいします。

※当日の受け入れについては、ご希望に添えないことがありますことをご理解ください。

・その他、仕事の都合上、お預けの予定時間を過ぎる場合は保育園にご連絡ください。

・保育園を「休園１カ月以上」、または「退園」する場合は、速やかに「休園届」「退園届」を保育園窓口まで提出してください。

			職員枠			地域枠		
			0歳児	1-2歳児	3歳児以上	0歳児	1-2歳児	3歳児以上
標準保育	通常	7:30-18:30	20.000円（昼食代含）	15.000円（昼食代含）	無償 昼食代4,500円	30,000円（昼食代含）	25,000円（昼食代含）	受入不可
	延長	7:00～7:30　18:30-20:00	250円/30分			250円/30分		
短時間保育	通常	8:00-16:00	20.000円（昼食代含）	15.000円（昼食代含）	無償 昼食代4,500円	30,000円（昼食代含）	25,000円（昼食代含）	受入不可
	延長	7:00～7:30　16:00-20:00	250円/30分			250円/30分		

＜保育料徴収に関して＞

・基本保育料はリコーリース(株)(代金収納委託会社)が口座引き落としにより徴収させて頂きます。翌月の 20 日引き落としになります。

（延長保育料、一時預かり保育料も上記同様の口座引き落としとなります）

・その他、保育教材費に関しては現金で徴収させて頂きます。

3) 給食・おやつ

給食・おやつは園で用意致します。

＜お弁当の日＞

毎月、お弁当の日を設けています。

日程については園だより、掲示ボードにてお知らせいたします。

準備物：お弁当・食具（フォーク・スプーン）

＜アレルギー＞

食物アレルギーのあるお子様に関しては、個人面談の際に詳細をお聞かせ願います。個別に相談をさせていただきます。

（※必ず医師による、「アレルギー疾患生活管理指導票」を提出してください。）

4) 健康管理

＜内科健診・歯科検診＞

内科健診年２回（５月・１１月）保育園にて実施。歯科健診年 １ 回(6 月)保育園にて実施。

結果(写し)は保育園で保管させて頂きます。

＜身体測定＞

月１回、保育園にて身長・体重の計測をおこないます。

＜予防接種＞

予防接種を受けた場合は結果を保育園にお知らせください。

（予防接種を受けた当日の登園はご遠慮ください）

尚、お子様の様子に何かあれば、お知らせすることもあります。

5) 発熱時・疾病時・疾病後のお預かりについて

・基本、保育でのお預かりは、お子さまの健康状態が良好であることが原則です。

・原則、37.5 度以上の熱があった場合は、お預かりできません。

・保育中 37.5 度以上になった場合や体調が良くない場合には、保護者の方にご連絡いたします。速やかなお迎えのご協力をお願いします。

・与薬は医療行為にあたります。処方の内容によっては考慮させていただきますのでご了承ください。

・市販薬のお預かりは出来かねますので、ご了承ください。

・家庭で薬（坐薬・咳テープ剤を含む）を使用した場合はお知らせください。

・感染症については、「感染症の登園基準一覧表」をご覧ください。
登園基準を満たしてからの登園にご協力をお願いします。

・再登園の際に提出いただく書類は以下の通りです。

★登園許可証明書：医師による意見書

★登園届・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に関する報告書

（保護者様が医師の指示に基づいて記入していただく証明書及び報告書）

4　準備する物

1)保育園に常に用意しておく物(入園時)

①着替え　　・・・上下３～５組（下着含む)。汚れた物は持ち帰り、その都度の補充をお願いします。

②　寝具　　・・・バスタオル、タオルケット、キルトパット（コットンシーツ）

③　おむつ　　・・・必要なお子様のみ

④　帽子

⑤　タオル　・・・２枚

⑥　哺乳ビン・ストローマグ　・・・必要なお子さまのみ

2)毎日保育園に持ってくる物

①　エプロン　　・・・３枚

②　連絡帳　　・・・ご家庭との連絡事項を、必要に応じて記入します。

③　水筒

〈注意事項〉

☆持ち物全てに、必ず「名前」を記入してください。

※午睡用のバスタオル・カバーは毎週持ち帰り、洗濯して持ってきてください。

☆「連絡帳」は、毎日持ってきてください。

☆持ち物は手提げ袋に入れてください。

☆汚れ物は、ビニール袋に入れて持ち帰ります。

3)服装について

①靴は着脱しやすいものをはいてきてください。

②靴下は毎日はいてきてください。

☆ケガにつながる恐れがあるためフードがついた服、キーホルダー髪飾り、ピン留めはご遠慮ください。

５　保護者の方へのお願い

1)連絡

・保育園からのお便り、掲示板はよく読んでください。分からないことがありましたら、遠慮なく保育士にお尋ねください。連絡帳にお書き頂いても結構です。

2)予約・変更・キャンセル

・利用予定日、時間の変更については保育園へご連絡ください。
・遅刻、欠席等のご連絡は事前に(9 時までに)保育園にご連絡ください。
・仕事の都合上、18：30 を過ぎる場合は、18：00 までに保育園にお電話をお願いします。

3)送迎

・保育の都合上、朝９：００頃までの登園のご協力お願いします。
・送り迎えは原則、保護者の方が行ってください。
・保護者の代理の方が送迎にあたる場合は、お知らせください。
・急な送迎者の変更は電話を入れてください。
・送迎者の身元の確認が取れない場合、お引渡し出来ない場合もあります。
・仕事の都合上、予定時間を過ぎる場合は保育園に電話を入れてください。

６　連絡体制

保育園では、以下の形で保護者の皆様とご連絡をお取りいたします。

① 保育士　：登園時、お出迎え時に直接保育士と保護者との間で、
お子様の一日の様子、健康状態、食事などについてお話いたします。

② 連絡帳　：お子様の一日の様子、健康状態について連絡帳をご活用ください。

③ 園だより　：翌月の予定、行事、ご家庭へのお願いなどをお知らせします。

④ 家庭への連絡　：保育園の掲示板にてお知らせします。

⑤ 緊急時　：ケガなどの緊急時には、すぐに保育士が保護者・病院(嘱託医)へ連絡し、適切な対応をいたします。その他の緊急時については各種マニュアルに沿った対応いたします。
：災害等の緊急時はラインにて連絡（送信専用として）

⑥ 連携施設　：現在連携施設はございません。

緊急避難先について

地震・火災などの災害で避難が必要な場合(施設より指示あり)

☆ 第一避難場所　：　東原中学校（自然災害時）
東原第３公園（火災時）

☆ 施設外避難場所　：　西原セントラルクリニック
水害時避難場所　：　ボヌール２　　３階

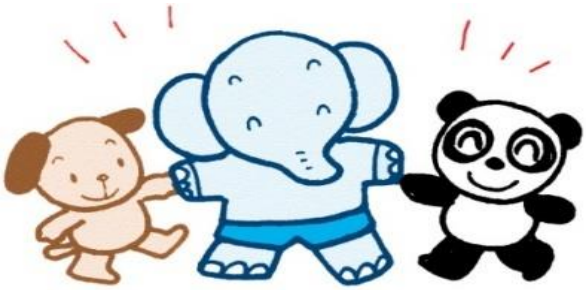

7　補償制度

ケガ・事故の無いよう安全管理を徹底し、保育運営を行っておりますが、万一に備え、園では、以下の補償内容の保険に加入しております。補償内容は日本保育園協会の基準を上回るものとなっています。

加入保険会社：日本事業所内保育団体連合(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

①傷害保険
②施設賠償責任保険
③生産物賠償責任保険

	傷害保険	施設賠償保険	生産物賠償責任保険
保険金額	● 死亡・後遺障害保険金 50 万円 ● 入院保険金 入院 31 日以上　５万円 入院 15～30 日３万円 入院 8～14 日 1.5 万円 入院７日以内　１万円 ● 通院保険金 通院 31 日以上３万円 通院 15～30 日１万円 通院 8～14 日　５千円 通院７日以内　３千円	● 身体賠償(上限) 免責(自己負担)１万円 １億円円／人 ５億円／１事故 ● 財産賠償(上限) 免責１万円 100 万円／事故	● 身体賠償額(限度額) 免責(自己負担)１万円 １億円／人 ５億円／１事故
対象	保育所施設において、施設の利用者が急激かつ偶然な外来により傷害を被った場合	施設の所有・監理に起因する事故又は業務遂行に関する事故	給食・おやつ等の提供に起因する事故

《加入保険会社：独立行政法人　日本スポーツ振興センター》　　令和６年４月１日時点

種類	災害の範囲		給付金額
医療費 (負傷・疾病)	・原因である事由が保育事業者の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が５００点(5,000 円)以上のもの ・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる		・医療保険診療の医療費総額の４割(そのうち１割はセンターの付加給付)の額 【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、センター付加給付分のみ】 ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額にセンター付加給付分を加算した額
障害見舞金 (障害等級表)	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合 (その程度により第１級から第１４級に区分される)		4,000 万円～88 万円　(3,770 万円～82 万円) 通園中の災害の場合は 2,000 万円～44 万円(1,885 万円～41 万円)
死亡見舞金	保育事業者の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡		3,000 万円(2,800 万円) 通園中の災害の場合は 1,500 万円(1,400 万円)
	突然死	運動などの行為が起因する突然死（保育園の管理下において発生したもの）	3,000 万円(2,800 万円) 通園中の災害の場合は 1,500 万円(1,400 万円)
		運動などの行為と関連のない突然死（保育園の管理下において発生したもの）	1,500 万円(1,400 万円) (通園中の災害の場合も同額)

※日本スポーツ振興センターの保険は、保護者の同意のもと加入となります。加入に際しては年間負担額は年度ごとに変動有［例：令和５年度は 300 円（好縁会負担 65 円)］ご了承ください。

8　メモ欄

連絡先

ふれあい保育園　東原　☏ 082-554-2501

医療法人　好縁会
管理本部　☎ 082-424-1266
運営会社　さくらグループ(株)さくらチャイルド・ライフ
広島事務所　☎ 082-208-5350
本　　社　☎ 0867-71-0660